

## 東松島市商工会ホームページ広告掲載取扱要領

平成29年 5月25日

東松島市商工会

### (趣旨)

第1条 この要領は、東松島市商工会（以下「本会」という。）のホームページ（以下「商工会ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工会ホームページ 本会が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 商工会ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の種類及び内容)

第3条 商工会ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という）とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 商工会ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの。
- (4) 青少年の健全育成に反するもの。
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと本会が認めるもの。

### (広告の規格及び掲載位置並びに枠数)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル、横215ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG、PNG及びテキスト
- (3) 容量 15KB以内
- (4) 画像 静止画

2 広告の掲載位置は、商工会ホームページのうちから、本会が指定するものとする。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1年間とする。

2 期間満了の30日前までに掲載終了の申し出がない場合は、自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、本会運営規約に定める額とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 商工会ホームページへの広告掲載希望者は、広告を掲載したい月の前々月末日（ただし、その日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たった場合は、その前日）までにホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により申込むものとする。

(広告掲載の可否決定)

第8条 本会は、前条に規定する申込書を受理したときは、本会の審査を経たうえで広告掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により広告掲載が決定した者は、掲載予定分の広告掲載料について、指定の期日までに納入するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告の原稿を本会が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 広告掲載決定後において、次の各号の何れかに該当する場合は、本会は広告の掲載を取消することができるものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 広告掲載開始後において、広告の内容又はリンク先のホームページの内容等が第3条の規定に抵触すると判断したとき

(4) その他前各号に掲げるもののほか、本会が適当でないと判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、本会は広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。また、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の中止)

第12条 広告主は自己の都合により、商工会ホームページへの広告掲載を中止することができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を中止するときは、広告主はホームページ広告掲載中止届（様式第2号）により、本会に届け出るものとする。

3 第1項の規定により広告掲載を中止した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告内容の変更)

第13条 広告主は、広告掲載決定後において、広告の内容を変更しようとする場合は、ホームページ広告掲載内容変更届（様式第3号）により、本会に届け出るものとする。

2 本会は、前項の規定による届け出を受理した場合は、広告の変更内容を審査し、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載を取消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 広告掲載期間内に本会の都合で商工会ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖期間に応じて、広告掲載料を返還するものとする。ただし、閉鎖期間が1週未満の場合は、広告掲載料の返還は行わないものとする。

3 広告主の責めに帰さない理由により本会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった期間に応じて、広告掲載料を返還するものとする。ただし、期間が1週未満の場合は、広告掲載料の返還は行わないものとする。

4 前各項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

5 前2項及び3項の規定により還付する広告掲載料は、その365分の1に相当する額をもって日額の広告掲載料とみなし、日割りによって計算して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(広告主の責務)

第15条 広告や広告主が指定するリンク先のホームページの内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、ホームページ広告の掲載に関し必要な事項は、本会が別に定めるものとする。

附則

この要領は、公示の日から施行する。